

平成 17 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 若 山 健 彦
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 総務部部长 渡 邊 政 秀
(TEL052-781-6301)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

平成 17 年 5 月 17 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 17 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主利益の向上を図ることを目的とし、当社取締役、監査役、顧問及び従業員に対し、ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、顧問及び従業員

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 600,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整する。

(2) 発行する新株予約権の総数

600 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式数 1,000 株)ただし、前項(1)に定める株式の数を調整した場合、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額(以下「払込金額」という。)

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株あたりの払込価額に(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または、自己株式の処分をおこなう場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または自己株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月25日から平成22年6月24日まで（行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、又は取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使前に(6)に規定する新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合、その新株予約権については無償で消却できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却できるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

払込金額（ただし、(4)により調整された場合は調整後の払込金額とし、本項においては以下同様とする。）から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(11) 新株予約権の行使による最初の利益配当金または中間配当金

新株予約権の行使により発行した当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、次の各号による。

当社が中間配当を行う場合

新株予約権の行使が決算期初日から上半期末日までになされたときは決算期初日に、下半期初日から決算期末日までになされたときは下半期初日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなして、これを支払う。

当社が中間配当を行わない場合

決算期初日に新株予約権の行使があったものとみなして、これを支払う。

(注)上記の内容については、平成17年6月24日開催予定の当社第81期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上